

「労災保険の事業の種類に係る検討会」報告書（概要）

1 製造業の業種区分の再編

新規受給者数、労災保険率、作業態様、関係業界団体等の災害防止活動の現状を踏まえ、食料品製造業とたばこ等製造業を統合すべきである。

労災保険率の推移（単位：1/1,000）

平成 23 年度末

	18 年度	21 年度	24 年度	事業場数	労働者数(人)
食料品製造業	7.5	6.5	6.0	44,216	1,314,996
たばこ等製造業	6.5	5.5	6.0	2,196	14,739

2 事業細目の再編

(1) 製造業に係る事業細目の再編

製造業では、次のような現状があることから、原則として、製造業の 160 の事業細目については廃止すべきである。

- 製造業全体として、保険規模が縮小している現状では、今後とも、新たな業種の区分を新設する可能性が低い。
- 事業細目を 160 まで分類しているが、労働災害統計として活用する例がない。
- 労災保険実務の簡素化につながる。

※ 将来の事業細目の設定や統合の効果を把握・分析するため、「その他の製造業」の事業細目や、統合される食料品製造業とたばこ等製造業の業種の区分は、そのまま事業細目として残すべきである。

(2) 「その他の各種事業」に係る事業細目の再編

- ① 情報サービス業については、労働者数が増加していることから、日本標準産業分類の中分類「情報サービス業」及び「インターネット付随サービス業」を範囲とする事業細目を新設すべきである。
- ② 医療保健業については、労働人口が拡大していることから、労働災害防止の行政の推進に必要な労働災害情報を把握・分析するために、医療業と社会福祉・介護事業に分離して、事業細目を設定すべきである。

※ なお、医療業と社会福祉・介護事業の各施設では、医療業と社会福祉・介護事業が混在している現状から、現段階では、両者の業種の区分を別々なものとして、労災保険率を設定することについては、慎重であるべきである。

- ③ 認定こども園、幼稚園及び保育所については、労災保険実務の簡便性と斉一性を確保するため、それぞれの事業細目を新設すべきである。
- ④ 「洗たく、洗張又は染物の事業」の取扱いは、クリーニング業の取次店に係る労災保険の適用の斉一性を確保するため、現状どおり、「その他の各種事業」として適用することが適当である。

【今後の予定】 平成 27 年度の労災保険率改定までに、

- ①業種区分の統合（省令、26 年度中）②事業細目の再編（告示、25 年度中）の改正を行い、それに応じたシステム改修を平成 25 年度当初から行う。